

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

受け取りには請求書の提出が必要ですが、下記の支給要件に該当しない場合は支給されません。

■対象となる方

○老齢基礎年金を受給している方

以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- ・65歳以上である
- ・世帯員全員の市町村民税が非課税となっている
- ・年金収入額とその他所得額の合計が881,200円以下である

○障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

以下の要件を満たしている必要があります。

- ・前年の所得額が「4,721,000円+扶養親族の数×38万円」以下である

■請求手続き

① 新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

お受け取りの対象になる方には、日本年金機構から請求可能である旨のお知らせを送付します。同封の請求書に記入して提出してください。

② 年金を受給し始める方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

■留意事項

- ・支給要件を満たす場合、2年目以降のお手続きは原則不要となります。
- ・支給要件を満たさなくなった場合、支給されなくなります。その際は、「年金生活者支援給付金不該当通知書」を送付します。
- ・給付額は、毎年度、物価の変動による改定（物価スライド改定）があります。
- ・「日本国内に住所がないとき」、「年金が全額支給停止のとき」、「刑事施設等に拘禁されているとき」のいずれかに該当した場合は支給されません。
- ・所得等の要件により不該当となった方でも、世帯構成の変更や所得額の更正等により支給要件に該当した場合は、あらためて請求書をご提出いただくことで受給できます。

■日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることもありません。

年金生活者支援給付金のことでお困りになったときは、お電話ください。

「給付金専用ダイヤル」：0570-05-4092（ナビダイヤル）

※お問合せの際は、基礎年金番号がわかるものをお手元にご用意ください。

福祉医療費受給者証（更新）について

現在お持ちの福祉医療費受給者証の有効期限が「令和5年7月31日」の方は、8月以降は使用できなくなるため、更新の対象者には、7月末までに「新しい受給者証」を郵送しています。また、所得制限により非該当となる方には、非該当通知にてお知らせしています。

ただし、町で令和4年中の所得が把握できない方（1月2日以降の転入等）は、前住所地の所得課税証明書が必要となりますので、該当する方は別途通知にてご案内しています。

■福祉医療制度とは…

福祉医療制度とは、心身の健康保持と生活の安定を図るための医療費助成制度です。受給者証を医療機関の窓口で提示すると、医療費の自己負担分が無料となります。

■福祉医療費を受給するには…

受給要件に当てはまる方は役場窓口へ申請してください。

○必要なもの…健康保険証、身体障害者手帳・療育手帳（お持ちの方のみ）

■住所等が変わったら…

住所・氏名・健康保険等に変更があった場合は届け出てください。

○必要なもの…健康保険証（健康保険変更の場合）

■医療機関で医療費を請求された場合には…

- ・予防接種や診断書作成など、保険適用外の料金について福祉医療（マル福）はご使用できません。
 - ・県外の医療機関を受診した場合は、いったん医療費をお支払いになり、後日役場窓口で払い戻しの手続きをしてください。
- 必要なもの…健康保険証、領収書、振込口座通帳

■問合せ先 福祉保健課 保険年金福祉係 ☎76-4608

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給されている方へ ～8月中の現況届をお忘れなく～

手当を受給されている方は、毎年8月の現況届が義務付けられています。

※支給停止となっている方も必要です。

未提出の場合、手当の支給停止・受給資格の消滅となりますので、お忘れのないようお願いいたします。また、婚姻や年金受給等により受給資格を喪失した場合は、速やかに届け出てください。

【児童扶養手当】

ひとり親家庭、もしくは父母のいない児童の養育者に支給される手当

【特別児童扶養手当】

身体または精神に障害のある児童を養育している方に支給される手当

■問合せ先 福祉保健課 保険年金福祉係 ☎76-4608